

教政第206号
令和2年5月26日

各市町村教育長 様
(熊本市を除く)

熊本県教育長 古閑 陽一

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインについて（通知）

令和2年5月14日付け教政第161号において、学校における教育活動の再開について通知したところですが、令和2年6月1日からの再開に当たり、別添1のとおり「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を作成しました。

つきましては、このことについて、貴管下各公立幼稚園、小・中・義務教育学校（八代市教育委員会は八代支援学校を含む。）に周知いただくとともに、貴管下の学校等の再開に当たっては、このガイドラインを踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で、児童生徒等の健やかな学びを保障することを目指して、学校等における教育活動を行っていただきますようお願いします。

また、このガイドラインを原則とし、令和2年5月22日付け文部科学省事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について』（別添2。以下「マニュアル」という。）をもとに、地域によってはそれぞれの地域や学校等の感染リスクに応じた感染症対策を組み合わせ、感染症対策と教育活動の両立に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各市町村立学校における教育活動の実施の可否やあり方については、児童生徒等及び教職員等の生活圏におけるまん延状況により判断することが重要であり、マニュアルが示す『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』における該当感染レベルの判断に当たっては、地域におけるまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、各自治体の衛生主管部局と相談の上、判断するようお願いいたします。

【問い合わせ先】

- 感染症対策健康管理及び学校給食に関すること
県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 心のケアに関すること
県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山
096-333-2720
- 差別やいじめ等への対応に関すること
市町村教育局人権同和教育課 柳田、冨田
096-333-2702
県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤
096-333-2720
- 学習指導及び学校行事の実施に関すること
市町村教育局義務教育課 鈴嶋、平野
096-333-2688
- 部活動に関すること
(文化部)市町村教育局義務教育課 鈴嶋、松永
096-333-2704
(運動部)県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2711
- 特別支援学級に関すること
県立学校教育局特別支援教育課 宮本、竹永
096-333-2683
- 教職員の服務に関すること
教育総務局学校人事課 井手、池田
096-333-2695
- 就学援助等に関すること
市町村教育局義務教育課 松山、荒木
096-333-2687
- 多様な受入れ先の確保及び修学旅行に関すること
市町村教育局義務教育課 塩村、松山、松永
096-333-2689
- 学校運営協議会等と地域学校協働活動に関すること
市町村教育局社会教育課 松永、北岡
096-333-2698
市町村教育局義務教育課 鈴嶋、平野
096-333-2688

令和2年(2020年)5月26日

熊本県教育委員会

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した 学校再開ガイドライン

各学校において、6月1日からの学校再開に向けて、今後、学校の教育活動を再開していくに当たっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減するため、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理したこのガイドラインや文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をもとに、万全の感染症対策を講じた上で、児童生徒等の健やかな学びを保障することを目指して、学校における教育活動を行うこと。

なお、このガイドラインは、5月26日時点での本県の感染状況を踏まえ、同マニュアルが示す『「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準』における感染レベルについて、本県はレベル1に該当すると判断し作成したものであり、今後の状況によっては変更することもある。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策のための取組

教育活動の実施に当たり、国が示した別添の「新しい生活様式」を踏まえ、必要な措置を講じること。なお、別紙1「基本的な感染症予防対策についての周知事項」について確認し、児童生徒等・保護者に周知を行う。

ア 自宅等における健康管理

- (ア) 毎朝、必ず検温及び健康状態の確認を行い、別紙2「健康観察表(例)」に記入する。(健康観察表：児童生徒等の朝の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参させる。)
- (イ) 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、学校に連絡し、登校せずに自宅で療養する。
- (ウ) 咳エチケット(登校時は原則マスクを着用。また、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用。)、こまめな手洗い(流水と石けん)・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかりと行う。
- (エ) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件(3つの密(密閉、密集、密接))が同時に重なる場を避けて行動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
- (オ) 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努める。なお、運動する際は、適宜、熱中症対策をとり、実施する。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された

場合、PCR検査を受けることが決定した場合及び保健所から自宅待機を指示された場合には、保護者が速やかに学校へ報告する。

イ 学校における健康管理

- (ア) 登校時は、児童生徒等が自宅で記入した「健康観察表」を活用して、体温、体調等について把握する。家庭で健康観察を忘れた又は未記入の項目のある児童生徒等については、教室に入る前に、教職員が検温及び健康観察等を行う。
 - (イ) 児童生徒等の発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合、保護者に連絡を行い、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅等で休養するよう指導する。なお、保護者の迎え等により、学校にとどまる場合は、別室で待機させるなどの配慮を行う。また、保健室の利用については、様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、先に述べた症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することがないようにする。
 - (ウ) 教室やトイレなど、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行う。
 - (エ) 児童生徒等及び教職員は、校内での教育活動に際しては、原則マスクを着用する。特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。
 - (オ) 流水と石けんでの手洗いやうがいをこまめに行う。
 - (カ) 換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行う。
 - (キ) 授業等で空調を使用する場合は工夫してこまめに換気を行う。
 - (ク) 人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。
 - (ケ) 「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が同時に重なる場を避けて活動する。また、3つの条件が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。
 - (コ) 学校医及び薬剤師などと連携して保健管理体制を整える。
- (2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等について
- ア 主治医や学校医・医療的ケア指導医等に相談の上、個別に登校の判断を行う。
 - イ 児童生徒等と接する機会がある教職員等も一層の感染対策を行う。
 - ウ 校外活動等は可能な限り控えるとともに、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。
- (3) 海外から帰国した児童生徒等への対応について
- 帰国後2週間以内に、対象地域（※）に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づき、2週間の自宅待機をさせる。

※ 対象地域（検疫強化対象地域・入管法に基づく入国制限対象地域）の最新情報は
こちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

2 学習指導に関すること

「学校再開に向けた段階的な教育活動再開に関する考え方について（通知）」（令和2年5月13日付け事務連絡）から一部変更となっていることに留意すること。

(1) 指導計画等の再構築と児童生徒や保護者との共有について

臨時休業期間やその間の学習状況を踏まえ、指導計画や時間割を再構築するとともに、学びの保障のための取組方針等について、児童生徒や保護者に丁寧に説明し、共有を図る。

(2) 授業における工夫について

ア 身体的距離の確保等

人と人の距離については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保する。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について

指導方法については、感染症対策を講じた上で、柔軟に見直し工夫した取組を行う。

ウ 各教科等の指導における感染症対策について

(ア) 感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

上記の「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施すること。

(イ) 体育・保健体育の授業について

体育の授業実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

なお、臨時休業の長期化により体力の低下が懸念されることを踏まえ、児童生徒の身体状況を把握しながら段階的に活動を行う。

また、令和2年5月22日付け教体第238号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」及び令和2年5月25日付け教体第244号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参考に、適切に実施する。

(ウ) 実習等を実施する際の配慮事項

- a 共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒する。
- b 共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底する。
- c 熱中症防止のため、活動前や活動中にも水分補給を行うなど適切な措置を講じる。

(3) 臨時休業に伴う学習の遅れへの対応について

これまでの計画的な家庭学習や登校日における授業の実施による学習内容の定着状況等を確認した上で、時間割編成の工夫、学校行事の重点化や準備期間の短縮、長期休業期間の短縮などにより、授業時間の確保、補充学習や個別の補習学習などの必要な措置を講じること。

3 学校生活における配慮事項

(1) 児童生徒等への指導について

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」(文部科学省)資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

(2) 登下校時の配慮事項について

登下校中においては、マスクの着用と集団登下校の際に密接とならないよう指導するとともに、校門や玄関口等での密集が起こらないような工夫を行う。また、年度当初からの臨時休業期間を踏まえ、交通安全や犯罪の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動(登下校防犯プラン)の実施など、登下校時の児童生徒等の安全確保に取り組む。特に、児童生徒等が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、特段の注意を払う。

(3) 休み時間及び給食時の配慮事項について

児童生徒等の密集を避けるため、休み時間や給食時において、狭いスペースで密集したり、向かい合っただけの飲食、飲み物の回し飲みなどを行ったりしないよう指導する。

熱中症については、暑くなりはじめや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生する場合もある。長期にわたる臨時休業期間中、屋内で過ごすことが多くなっており、熱中症防止の観点から適切な指導・措置を講じる。

(4) 清掃活動の配慮事項について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクを着用した上で行う。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うよう指導する。

(5) 健康診断について

健康診断は、児童生徒等の健康状態を把握するため、年間のいずれかの時期で実施する。(令和2年度は6月30日までに行う必要はない。)なお、「令和2年度(2020年度)児童生徒等の健康診断の実施に係る対応について」(令和2年4月30日付け教体第178号通知)を参考に、感染症対策を行った上で適切に対応する。

4 集会及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

(1) 始業式、終業式及び学年集会等について

放送設備等の活用など、工夫を行うことで、3つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を実施する。

(2) その他の学校行事（運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など）について

ア 地域の感染状況等も踏まえ、感染拡大防止の措置、開催方式の工夫等の措置、延期等の対応を行う。

イ 修学旅行については、中止ではなく延期扱いとすることを検討するなどの配慮を行う。

ウ 海外への修学旅行等については、諸外国の状況等、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行うとともに、十分に配慮する。

エ 例年実施している定期の家庭訪問については、児童生徒等の心身の状況や家庭環境等の把握の必要性、地域の感染状況等を踏まえ判断する。また、実施する場合は、保護者の理解を得た上で、感染拡大防止の措置、実施方式の工夫等（玄関先等での面会など）の措置を行う。

オ 特別支援学級において、翌年度の就学に係る相談や見学については、3つの条件が重ならない方法を工夫したり、対象者のマスク着用を求めたりするなどして、感染防止に努める。

5 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、感染リスクの高い3つの条件を徹底的に避けるよう、実施内容や方法を工夫する。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員（部活動指導員を含む）が部活動の実施状況を把握する。

(1) 活動日数・時間

ア 6月1日（月）～6月14日（日）

（ア）1週当たりの活動日数は、5日以内とする。

（イ）1日当たりの活動時間は、2時間以内とする。

イ 6月15日（月）～

活動日数及び活動時間については県の指針に準じる。

(2) 合宿・練習試合・対外試合・演奏会・校外活動等

合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は当面禁止とする。

※ 再開時期については、感染状況を確認し、おって通知する。

(3) 体調管理

ア 活動前後に必ず検温を含めた体調管理を行うこと。

イ 生徒に発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させるよう指導する。

(4) 活動形態

ア 感染の可能性が高い活動は行わない。

イ 活動時間帯を学年別やグループ別に分けて活動を行うなどの工夫を行うことで、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮する。

また、咳エチケットをした上で十分な身体的距離を確保して活動するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

ウ 使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

エ マスクの着用については、次の(ア)～(ウ)の配慮があれば不要である。

(ア) 生徒の間に十分な距離を取っている場合。

(イ) 密集を避ける練習メニューを行う場合。

(ウ) 飛沫が感染リスクを高めるため、「近距離における対面での練習は避ける」などの工夫をしている場合。

(エ) 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。

(5) 活動環境

ア 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。屋内である教室や体育館等での活動については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけ、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や用具等は消毒液を使用して清掃を行い、また、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の活動にとどめるなど、より慎重な対応を行う。

イ 部室等の利用に当たっては、必要最小限の短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、可能な限り用具等の不必要な使い回しをしない、共用物を避けるよう指導する。また、室内は消毒液を使用して清掃を行う。

ウ 熱中症の予防については、(公財)日本スポーツ協会が示す熱中症予防のための運動指針に基づいて適切な対策を講じる。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

(1) 適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなど、偏見や差別が生じないよう十分に配慮する。

(2) 児童生徒等からの差別、いじめ等の相談やカウンセリングの要望等を、早期に把握するため、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応する。

7 児童生徒等の心のケアについて

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間が約3か月と、これまで経験したことがない長期間に及び、このような長期の休業明けには、相当の心理的負担が懸念されることから、これまで以上に保護者、地域住民、関係機関等との連携の上、心のケア等について特段の配慮をすること。

- (2) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や授業担当者による観察など、継続して複数の教職員で児童生徒等の状況を丁寧かつ的確に把握する。その際、児童生徒に「心と体の振り返りシート」(令和2年5月25日付け教安第120号通知)を実施するとともに、ストレス度合いが高く、心のケアが必要と判断された児童生徒等については、速やかにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの面談につなげる。
- (3) 児童生徒等の心のケアについては、「新型コロナウイルス感染症に対する心のケアに係る参考資料の送付について」(令和2年5月12日付け教安第84号通知)を参考にスクールカウンセラー等と連携した対応を行う。

8 出席停止等の扱いについて

- (1) 児童生徒等の出欠の取扱いについては、令和2年5月1日付け2文科初第222号の2(7)を参照する。なお、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒等については、保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱う。また、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止及び臨時休業の基準は別途通知する。
- (2) 児童生徒等の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合、保健所から自宅待機を指示された場合は、保護者が速やかに学校へ報告する。

9 学校給食に関すること

- (1) 給食当番の児童生徒等
 - ア 給食当番活動前に留意すること
 - (ア) 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認(症状がある場合は、当番を交代させる)
 - (イ) 清潔な給食衣とマスクの着用
 - (ウ) 石けんを使った手指の洗浄
- (2) 児童生徒等及び教職員
 - ア 食事前に留意すること
 - (ア) 石けんを使った手指の洗浄の徹底
 - (イ) 準備が完了するまでマスクを着用する
 - (ウ) 配膳時に食品の周りに密集しない工夫
 - イ 食事中に留意すること
 - (ア) 飛沫感染防止の観点から、机を向かい合わせにしない
 - (イ) 会話を控える
 - (ウ) 食品のやり取りを児童生徒同士が直接行わない
 - ウ 食事後に留意すること
 - (ア) 食事が出たビニールごみ、ストロー等を教室に残さない
 - (イ) 配膳台用ふきんなどの洗浄と清潔保持
 - (ウ) 食後はマスクを着用する

(3) 給食調理施設

- ア 「学校給食衛生管理基準」に則った調理作業等の実施と記録の保管
- イ 調理従事者等の健康観察の実施と記録保管
- ウ 給食用食品納入業者の健康管理依頼

10 チェックリスト等の活用

各学校は、別添の市町村立学校向けチェックリストを参考に、学校再開時に感染症対策が行われているか確認すること。また、日々、チェックリストの項目に留意して教育活動に当たること。

11 学校運営協議会等と地域学校協働活動の一体的な実施について

学校再開に向けた様々な対策を講じる際に、学校だけでは解決できないような場合、地域の教育力を活用した学校運営協議会等と地域学校協働活動の一体的な実施を行う。

(1) 方法

- ア 学校運営協議会等において、学校再開に向けた学校運営の方針や課題を共有し、解決方法等を協議する。
- イ 解決方法等を地域学校協働本部や地域学校協働活動推進員に伝える。
- ウ 地域住民や各種団体に解決策の実行を依頼し、学校再開に向けた課題を解決する。

(2) 具体例

- ア 分散登校や時差登校を実施した場合の安全確保について
低学年だけの登校や登校時間帯が変わるため、地域学校協働活動推進員が、地域住民に理解を促し、安全確保に向けた体制に協力を依頼する。
- イ マスクの作成について
マスクの入手が困難な児童生徒がいるため、地域学校協働活動推進員が、地域住民やPTA等に働きかけ、手作りマスクの作成を依頼する。
- ウ 児童生徒等が手を触れる箇所の消毒について
教室やトイレなど、特に児童生徒が手を触れる箇所の消毒液を使用した清掃を行うことは、教職員の負担感が大きいため、地域学校協働活動推進員が、地域住民等に理解を促し、協力を依頼する。 等

12 その他

(1) 幼稚園における対応について

本学校再開ガイドラインは、感染症対策と子供たちの学びの保障を両立していく上での学校における基本的なガイドラインを示したものであるが、幼稚園の日々の活動の中で参考にできる部分については、幼児の発達段階の特性等に応じて、取組を進めていくこと。

なお、教育週数については、学校教育法施行規則第 37 条において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下つてはならない」と規定されており、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合については、

「特別の事情」に該当する。

(2) 会議・研修について

本年度の職員会議や校内研修などの会議・研修会については、真に必要なものかどうか検討し、そのあり方を見直すとともに、実施する場合においても、感染予防対策を行い、時間短縮や文書開催などの検討を行うこと。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

基本的な感染症対策について周知事項

	教職員	児童生徒等
咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> 感染経路を断つためには、手洗いや咳エチケットを徹底を指導する。 咳エチケットとは、咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることを指導する。 △教職員についても児童生徒等と同様とする。 	<p>《正しい咳エチケットについて》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マスクを着用する。 ②マスクがない時は、ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。 ③マスクやティッシュ・ハンカチがない時、またとっさの時は、袖で口・鼻を覆う。
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> 石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行うことで十分にウイルスを除去できることを指導する。 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、 <ol style="list-style-type: none"> ①外から教室に入る時 ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時 ③給食（昼食）の前 ④掃除の後 ⑤トイレの後 ⑥共有の物を触った時 など、こまめに手を洗うことが重要であることを指導する。 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。 	<p>《正しい手の洗い方》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。 ②手の甲をのばすようにこする。 ③指先・爪の間を念入りにこする。 ④指の間を洗う。 ⑤親指と手のひらをねじり洗いをする。 ⑥手首も忘れず洗う。 ⑦十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでふき取る。
マスクの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動においては、原則マスクを着用する。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、マスクの着用の徹底を指導する。 △教職員についても児童生徒等と同様とする。 	<p>《正しいマスクの着用》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①鼻と口の両方を着実に覆う。 ②ゴムひもを耳にかける。 ③隙間がないよう鼻まで覆う。 <p>《正しいマスクの取り扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つ。
登校(出勤)前の体温測定	<ul style="list-style-type: none"> 家庭と連携し、健康観察表を活用して、毎朝の検温や風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認するよう指導するとともに、健康観察表を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するよう指導し、検温及び健康観察等を行う。 登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。 同居の家族にも健康管理に取り組んでいただけるよう呼びかける。 △教職員についても児童生徒等と同様に毎朝の検温や風邪症状等の確認など健康管理に取り組む。 	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 登校前に自宅において、毎朝、検温と風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無を確認する。 自宅で行った健康観察結果は「健康観察表」に記入し、学校に持参する。
自宅休養及び健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養するよう指導する。 学校で発熱、風邪症状等が見られる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにする。 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。 △教職員についても、発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。 	<p>《児童生徒等・保護者へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等が見られる場合は、自宅で休養する。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口について

県保健所（10か所）と県庁の帰国者・接触者相談センターを一元化し、専用相談窓口を開設。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター） 096-300-5909（24時間対応）

このような症状時に相談 ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上は必ず）

☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（参考）熊本市にお住まいの方は 熊本市新型コロナ相談センター 096-364-3222（24時間対応）

（R2.5.26現在）

健康観察表(例)

月

学年・組

氏名

毎朝、検温及び健康状態の確認を行い、記入してください。

月日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
曜日																
検温時間																
体温																
風邪症状、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無																
備考(同居家族の風邪症状など)																
保護者サイン																

月日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
曜日															
検温時間															
体温															
風邪症状、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚障がいの有無															
備考(同居家族の風邪症状など)															
保護者サイン															

・この健康観察は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭で行い、毎日、学校に持参するものです。

・発熱や風邪症状等が出た場合は、学校に連絡し、自宅で休養してください。

・次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談して、相談結果を学校に連絡してください。

※ただし、熊本市在住の方は熊本市新型コロナウイルス相談センター(096-364-3222)に相談してください。

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)

☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

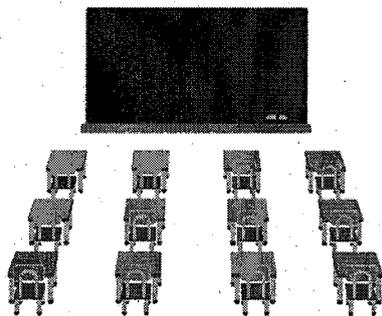
感染拡大防止と学習活動の両立のために

熊本県教育委員会

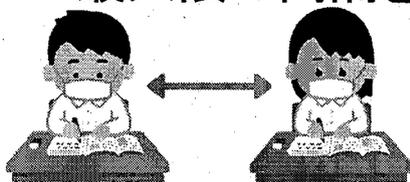
感染拡大防止対策（※基本的に常時マスク）

座席配置

○同じ方向を向く座席配置

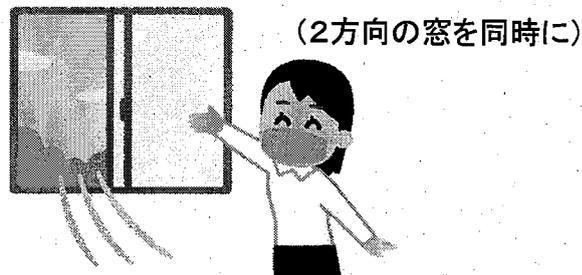


○1メートルを目安に
最大限の間隔をとる

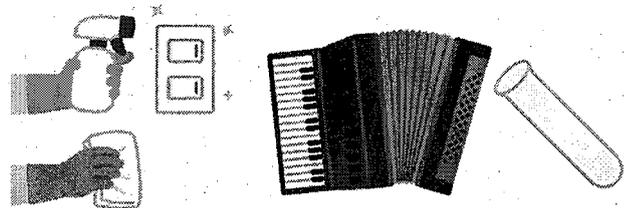


換気・消毒

○可能な限り常時、
困難な場合はこまめに換気



○手を触れる箇所の消毒をする



集団感染のリスクへの対応
「密閉」「密集」「密接」を避ける

感染症のリスクの高い学習活動

「接触」「密集」「近距離での活動」
「向かい合っでの発声」が生じる学習活動

○十分な感染症対策を行った上で実施すること



※今後の地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応すること

市町村立学校における感染防止対策チェックリスト(例)

		種別	チェック ☑	確認事項
学校再開に当たっての感染症対策	再開の準備体制	校内の環境整備		消毒液及び石けんの適切な場所への設置
				適切な座席配置(1メートルを目安に・対面とならない)
				共用の教材、教具、機器や設備などの消毒 (多くの児童生徒等が手を触れる箇所[ドアノブ、スイッチなど]の1日1回以上の消毒)
		児童生徒等の受け入れ体制		家庭での検温等の確認ができなかった児童生徒等への対応
				児童生徒及び教職員が体調不良を申し出た際の対応
				心のケアに関して、スクールカウンセラー等との連携
	健康観察等に関する共通理解		登校前の家庭での検温、風邪症状等の確認に関する指導	
			健康観察の結果、欠席、早退に関する情報共有	
	学校生活における指導体制	授業中における教室等の環境の整備		教室等のこまめな換気(気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開ける)
				「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」が生じる活動への十分な感染症対策
		感染症対策の指導		家庭で登校前の検温、風邪症状等の確認
				体調不良時の対応
				こまめな手洗い、咳エチケット等(校内では原則マスクを着用)
		学校生活全般の指導		感染等に対する正しい知識(偏見や差別を生まない)
				休み時間における、「密閉」「密集」「密接」を避ける指導
			給食時の配膳及び会食方法の指導	
			登下校時及び下校後の感染症対策の指導	
参考	<p>■学校医及び学校医及び薬剤師などと連携し、学校長を責任者として保健管理体制を構築すること</p> <p>■発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が確認された場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること</p> <p>■次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談を行うこと</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)</p> <p>☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p>			

市町村立学校における感染防止対策チェックリスト(例)

	種別	チェック ☑	確認事項	
給食について	給食配膳まで		給食調理施設での「学校給食衛生管理基準」に則った調理作業の実施と記録	
			配膳に携わる児童生徒等及び教職員の健康状態とマスク、給食衣等の着用確認	
			石けんを使った手指の洗浄及び消毒	
			給食台及び机等の消毒の徹底	
			配膳の際、児童生徒等が間隔を開けて並ぶなど密集を避ける工夫	
	給食中・後			児童生徒等が同じ方向を向いた喫食する座席配置
				配膳完了後、児童生徒等同士による直接食品をやり取りしない指導
			食事後のマスク着用	

	種別	チェック ☑	確認事項
部活動について	活動前		体温、体調、同居家族の状況等についての確認
			使用する用具等の使用前の消毒、不必要に使い回しをしない指導
	活動中		活動中の健康状態の把握
			体育の授業における取扱いに準じたマスク着用
			一度に大人数が集まらないような活動形態への配慮
			水分補給等のコップ等の共用禁止
			室内での活動におけるこまめな換気
その他			部室の消毒液を使用した清掃
			短時間で交代して使用する等の部室利用の指導

参考	<p>■学校医及び学校医及び薬剤師などと連携し、学校長を責任者として保健管理体制を構築すること</p> <p>■発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が確認された場合は、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること</p> <p>■次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談を行うこと</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)</p> <p>☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p>		
----	---	--	--

家庭における感染防止対策チェックリスト(例)

	種別	チェック ☑	確認事項
家庭での感染症対策	登校前		こまめな手洗い、うがい、咳エチケット等
			検温等による健康状態の確認
			マスクの着用、ハンカチ等の準備
	下校後		こまめな手洗い、うがい、咳エチケット等
			下校後の外出におけるマスクの着用
	日常生活		部屋のこまめな換気
			外出時のマスク着用
			こまめな手洗い、うがい、咳エチケット等
	家庭教育		感染等に対する正しい知識(偏見や差別を生まない)
		外出時における、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動	
参考	<p>■発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ等が確認された場合は、症状がなくなるまでは自宅で休養する(いずれかの症状があれば、学校に連絡し、自宅療養する。)</p> <p>■次の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(096-300-5909)に相談を行う</p> <p>☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(4日以上は必ず)</p> <p>☆ 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p>		

